

『インフルエンザの登園停止の扱い』について

寒い季節に流行るインフルエンザですが、まだ病院ではインフルエンザの方も見られるようです。発熱から登園できるまでの例を下記に記載しています。今後かかった時の参考にし、ご理解のうえ、ご協力をお願いします。

平成 24 年 4 月 1 日に学校保健安全法施行規則の改正、『**発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで**』となりました。**ポイントは発症した日【熱が出た日】は 0 日**で、翌日から 1 日と数え、5 日目までは自宅待機です。**解熱した日も 0 日**と数え、翌日から 1 日で、3 日目までは自宅待機です。**両方の条件を同時に満たし医師の許可が出て初めて登園できます。**

(例)：Aくんの場合

・Aくんは、1月20日に熱が出てすぐに病院に行きインフルエンザと診断を受け、24日に熱が下がる。

月日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	
経過 日数	発熱 発症 診断を 受ける 0日目	1日目	自宅待機			4日目	5日目				
					解熱 熱が 下がる 0日目	1日目	自宅待機		3日目	医師の 許可を 得る 登園 可能日	

(例)：Bくんの場合

・Bくんは、1月20日に熱が出たが、翌日21日に病院に行きインフルエンザと診断を受ける。
予防注射を受けていたので翌日22日には熱が下がった。

月日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
経過 日数	発熱 発症 0日目	診断を 受ける 1日目	2日目	自宅待機			5日目			
	※ポイント① 熱が出た日を、医 師に伝え、発症日 とする。		解熱 熱が 下がる 0日目	1日目	自宅待機		3日目	医師の 許可を 得る 登園 可能日	※ポイント② 26日に医師の許可を得て、か つ発症から5日間、熱が下がっ て3日間を経過しているため、 その日から登園可能である。	

◎園では、登園の判断ができません。**必ず診断を受けた医師の許可を得て登園**するようにして下さい。
幼稚園は集団生活の場です。感染拡大を防ぐためにも、熱が出たら用心のためにも病院にて受診する
ように、ご協力をお願い致します。